生活支援のためのスマートフォン用アプリケーション製作にかかる

調達仕様書等作成業務委託仕様書

１．件名

　生活支援のためのスマートフォン用アプリケーション製作にかかる調達仕様書等作成業務

２．委託期間

契約締結の日から平成２７年１２月３１日まで

３．事業の目的

　医療施設や商業施設が地理的に遠いなど、本県山間部の高齢者等が暮らす環境は厳しい。一方、携帯電話の通話エリアの増加に伴い、山間部でも携帯電話を持つ人が増えている。

　本業務では、山間部の高齢者や障害者に向けて、スマートフォンを活用した健康づくりをはじめとする様々な生活支援サービスを提供することを目的に、それらの機能を具備したデモ版アプリケーション(以下、「デモ版アプリ」という。)及びデモ機を製作し、実際に市町村職員や高齢者・障害者に利用してもらい、その改善意見を反映し、より地域の実情やニーズを踏まえた利用価値の高い実用版アプリケーション(以下、「実用版アプリ」という。)及び普及機の要件定義・調達仕様書を作成する。

４．想定スケジュール

７月　初旬　　デモ版アプリ及びデモ機の製作（20 台）

納品期限①平成２７年７月７日(火)：デモ機の試作機１台

　↓　試作機について、県と事業者で改善点を協議

納品期限②平成２７年７月１０日(金)正午

：協議に基づき修正したデモ版アプリ及びデモ機(完成版)２０台

７～　９月　　市町村職員及び山間部高齢者・障害者を対象としたデモ機のモニター試用及び意見聴取、実用版アプリの要件定義に向けた有識者への意見聴取

９～１０月　　実用版アプリの製作に向けた要件定義及び調達仕様書の作成

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H28.1月	2月	3月
期限（完成時期）			デモ機の完成			要件定義、調達仕様書の完成					
【今回の業務委託内容】 デモ版アプリ及びデモ機の製作（20台） モニター試用による改善点整理 有識者からの意見聴取 要件定義書、調達仕様書の作成 市町村等との調整補助	委託範囲① 業者選定	デモ版 アプリ の開発	デモ版アプリの モニター試用 有識者からの意見聴取 改善点整理		実用版アプリ製作 に向けた要件定義 調達仕様書の作成						
			対象市町村等との調整補助								

《今後のスケジュール（想定）》
27 年 11 月以降　　実用版アプリ及び普及機の製作
28 年度以降　　　　市町村において順次導入開始
※今後のスケジュールはあくまで想定であり、確定したものではありません。

５．業務概要

（１）プロジェクト管理

①定例会の開催（週１回程度）

　プロジェクトの進捗状況と今後の予定、検討内容の詳細･プロジェクトの課題と対応策などについて、業務担当者との定例の報告会を開催する。

　会議資料及び議事録（要約で可）を作成する。

②報告会の開催（３回程度（業務開始時、中間報告会、最終報告会））

　プロジェクトの重要な節目において県向けに報告会を開催する。

　会議資料及び議事録（要約で可）を作成する。

（２）デモ版アプリ及びデモ機の製作

納品期限①平成２７年７月７日（火）：デモ機の試作機１台
　↓　試作機について、県と事業者で改善点を協議
納品期限②平成２７年７月１０日（金）正午
　：協議に基づき修正したデモ版アプリ及びデモ機（完成版）２０台

　以下の与条件を満たす、山間部の高齢者及び障害者が使いやすい、健康づくりをはじめとする様々な生活支援サービスを提供するスマートフォンのデモ版アプリを製作し、当該アプリを搭載したデモ機を 20 台製作する。また、デモ版アプリ及びデモ機の全体構成等を説明する資料及び取扱説明書を作成する。

与条件：①高齢者や障害者が使いやすい画面構成・機能であること。
②目の不自由な方でも利用しやすいよう、音声による入力補助機能や、音声による応答が可能であること。
③次年度以降市町村に普及を予定している実用版アプリは、使用者の金銭的負担を極力抑えたものを想定しているため、デモ版アプリについてもその主旨を生かしたものとすること。
④業務の実施にあたって、第三者の著作権を使用する場合、事業者の責任において行い、当該権利者と奈良県との間に紛争を生じさせないよう注意するとともに、奈良県に一切迷惑をかけないこと。また、奈良県または事業者と当該権利者との間の協議、紛争等に関し、奈良県がその解決について事業者に指示した場合、事業者はこれに従うこと。
⑤デモ機本体の所有権者は奈良県とすること。

生活支援サービス（例示）

　以下のサービスは例示であり、必ずしも全てを具備するとは限らない。

　また、他に有効と思われるサービスがあれば搭載することもある。具体的な搭載サービスの内容については、奈良県の指示に従うこと。

・歩数カウントなどの健康づくり支援機能
・音声による買い物機能
・音声による話しかけ・見守り機能
・緊急連絡機能

（３）市町村職員及び高齢者等を対象とするモニター試用の実施及び意見聴取

（２）のデモ機を使って、市町村職員及び高齢者・障害者に実際に使用してもらい、改善点や要望等を聴取する。対象とする市町村は、県が指定する市町村とする。

（４）実用版アプリの要件定義に向けた有識者からの意見聴取

山間部の高齢者・障害者の生活実態、スマホに求める機能等、県が求める情報に詳しい有識者からの意見聴取を行い、その結果をとりまとめる。有識者は、県と協議の上で１０名程度選定する。

（５）関係団体（市町村、関係事業者等）との調整補助

実用版アプリの要件定義をするにあたり、実用版アプリの機能に関係する団体との調整補助を行う。また、28 年度以降の市町村での導入に向けて、導入を希望する市町村との調整補助を行う。

（６）実用版アプリ及び普及機の製作にかかる要件定義書及び調達仕様書の作成
［納品期限：平成２７年１０月３０日(金)］

（３）（４）で得られた意見等を参考に、実用版アプリの要件定義書、調達仕様書、及びそれらの根拠資料等を作成する。その際、仕様の公正を期すため、複数のシステム開発会社等からの情報収集を行うこと。

実用版アプリの対応端末は Android、iOS の両端末に対応できるもの(タブレット端末を含む)とし、アプリのダウンロードは、可能な限りダウンロードできる者を限定できる方法で行うものとする。

なお、要件定義書及び調達仕様書については、「奈良県情報システム調達ガイドライン」の内容に沿ったものとし、当該ガイドライン指定の様式に従って作成すること。また、その他必要が生じた場合には、県の指示により必要な資料を作成する。「必要が生じた場合」とは、奈良県情報システム調達ガイドラインに基づき、上記以外の資料の必要が生じた場合などを想定する。

６．留意事項

（１）本事業を遂行するにあたり、奈良県と受託事業者は必要に応じて協議を実施する。
（２）その他、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、奈良県と綿密な協議の上決定すること。
（３）本委託業務は、県（関係他部局を含む）、関係団体等が検討する健康長寿まちづくりの検討状況と関連性を有するため、検討内容・業務工程等について柔軟に対応するものとする。
（４）受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではない。
（５）業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
（６）業務の遂行には、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
（７）業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。なお、「公契約条例に関する遵守事項」に関しては別紙のとおり定めるので遵守すること。
（８）本業務の遂行によって生じる権利は、県に帰属するものとする。
（９）受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはなら

ない。また、契約終了後においても同様とする。

７．成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、本県と協議の上決定する。

（１）提出物

①デモ版アプリ
②デモ機
③デモ版アプリ及びデモ機の全体構成等を説明する資料及び取扱説明書
④デモ版アプリ及びデモ機の動作確認作業報告書
⑤実用版アプリ及び普及機の製作にかかる要件定義書、調達仕様書
⑥上記にかかる検討資料、根拠資料
⑦定例会、有識者からの意見聴取、各種会議に関する議事録、とりまとめ結果
⑧その他、本県と協議して定める資料

（２）体裁及び提出部数

・上記①：電子データ一式（ＣＤ又はＤＶＤ）　１部
・上記②：２０台
・上記③：紙媒体（Ａ４判（必要な場合はＡ３判でも可））　各５部
・上記④：紙媒体（Ａ４判（必要な場合はＡ３判でも可））　５部
・上記⑤：紙媒体（Ａ４判（必要な場合はＡ３判でも可））　各１０部
・上記⑥：紙媒体（Ａ４判（必要な場合はＡ３判でも可））　５部
・上記⑦：紙媒体（Ａ４判（必要な場合はＡ３判でも可））　５部
・上記⑧：本県と協議の上決定する
・上記③～⑧の電子データ一式（ＣＤ又はＤＶＤ）　１部
（ワード、エクセル、パワーポイント等の加工可能なデータとする）

８．情報セキュリティ

（１）本業務について、県が提供した資料は、毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。また、その保管管理については、本県に対して一切の責を負うものとし、情報資産を本県の指定した目的以外に使用、複写及び加工すること、第三者へ無断で提供することを禁止する。
　また、業務終了後は、本県と相談のうえ、提供された情報資産を返還、若しくは廃棄するものとする。
（２）受託者は、奈良県個人情報保護条例、個人情報保護法等関係法令等の各条項を遵守しなければならない。
（３）受託者は、本業務の従事者に、情報セキュリティに関する事項を周知させること。
（４）前各号の規定に違反した場合、本県は契約を解除できるものとする。
（５）受託者は、前各号の規定に違反したことにより本県に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負うものとする。

９．その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

＜別紙＞

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払いを行うこと。
イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出をおこなうこと。
ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。
オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

3　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。